

【高齢者虐待を防止しよう】

虐待はしている側もされている側も気づきにくいものです。介護の大変さから無自覚に高齢者に強く当たってしまうことがありますか？

虐待には次のような内容があります

- ・身体的虐待：叩く・つねる・縛る（拘束する）などの行為で身体的苦痛を与えること
- ・心理的虐待：言葉や威圧的な態度で脅したり侮辱したりと、精神的な苦痛を与えること
- ・介護放棄：介護や生活の世話（部屋の掃除や入浴・おむつ交換・食事等）を放棄して放っておくこと
- ・性的虐待：本人が嫌がる性的な行為をすること 又は強要すること
- ・経済的虐待：財産や金銭を本人の合意なしに使用すること 又は与えないこと

みんなで防ごう高齢者虐待！

養護者（家族など）からの虐待によって生命や身体に重大な危険が生じている高齢者を発見したときは、すみやかに市町村に通報する義務があります。（高齢者虐待防止法第7条第1項）

「虐待かもしれない…」と思うことがあったら、早めの相談が重要です。

足寄町では、「地域包括支援センター」が高齢者虐待の通報・相談窓口になっています。ひとりで悩まないで、ご相談ください！

虐待が起きない地域づくりのために

多くの高齢者は、住み慣れた家庭や地域で、安心して暮らし続けることを希望しています。そのためにも、ひとりひとりが、高齢者虐待が起きず、高齢者の権利や尊厳が保たれた地域社会づくりに取り組んでいく必要があります。普段の生活の中で気が付いたことから、できることから行動しましょう！

日常的な声かけ

地域のお年寄りに日常的な「声かけ」を行うなど、高齢者の孤立を防ぎましょう。

近所の見守り

夜になっても電気がつかない、新聞が何日もたまっていたりしているなど、お年寄りの家庭に不審な様子がないか、地域での見守りを行いましょう。不審な様子があるときは、地域包括支援センターにご連絡ください。

介護負担の軽減

介護保険サービスをはじめとする各種の医療・福祉サービス、ボランティアなどを上手に活用し、介護の負担を減らしましょう。特定の人が介護を抱え込まず、家族や親族、地域で助け合いながら介護を行いましょう。

相談を勧めよう

介護に負担を感じている人に対しては、まず、その気持ちを理解し、苦勞をねぎらうことが大切です。困りごとがあるときは地域包括支援センター等への相談を勧めましょう。

【詳細：足寄町役場福祉課総合支援相談室 地域包括支援センター TEL 25-9200】